

平成26年4月1日改定・実施の日本卓球ルール（改定概要）

公益財団法人 日本卓球協会

平成25年9月1日の国際卓球連盟のルール改定を受け、国内ルールの改定を行いません。第1章基本ルールでは車椅子プレーヤーへの対応等、第2章競技ルールでは広告表示部分等に改定が行われます。またこの改定とは別に、第2章2.2.2（競技用服装）の服装の色に関する改定を行いますが、この部分の適用のみ平成27年9月1日で施行します。

（波線アンダーラインは国際ルール変更部分、一重線アンダーラインは（公財）日本卓球協会が修正し、追記した部分を示す。）

第1章 基本ルール

1.2 ネットアセンブリ

1.2.4 ネットの最下部は、全長にわたって、プレーイングサーフェスにできるだけ接近していなければならない。またネットの両端は、上から下までネットの支柱に密着させて取り付けるものとする。

1.7 リターン（文言修正）

1.7.1 相手競技者からサービスまたはリターンされたボールは、ネットアセンブリを越えまたほう回して通過し、直接あるいはネットアセンブリに触れた後に相手コートに触れるように打たなければならない。

1.8 競技順序

1.8.2 ダブルスにおいては、[1.8.3]の場合を除いて、サーバーが最初にサービスを行い、次にレシーバーがリターンを行う。次にサーバーのパートナーがリターンを行い、その次にレシーバーのパートナーがリターンを行う。その後は各競技者がこの順序によって交互にリターンを行うものとする。

1.8.3 ダブルスにおいては、少なくとも競技者のうち一人が、身体的障害により車椅子を使用する場合は、最初にサーバーがサービスを行い、次にレシーバーがリターンを行う。その後は、身体的障害を持つ組のどちらの競技者がリターンを行ってもよい。競技者の車椅子はいかなる部分もセンターラインの延長線を越えてはならない。しかし、もし競技者の車椅子の一部あるいは立位の競技者の足がセンターラインの延長線を越えた場合は、主審は相手競技者の組に1ポイントを与える。

第2章 競技ルール

2.2.2 競技用服装

2.2.2.2 競技用シャツ（袖、襟を除く）、ショーツまたはスカートの主たる色は使用するボールの色と明らかに違う色でなければならない。（平成27年9月1日適用）

2.2.5 広告とマーキング

2.2.5.1.1 競技領域内およびその周辺の広告やマーキングは、タバコ製品、アルコール飲料、有害な薬物、違法な製品に関するものであってはならず、また人種、外国人嫌い、性別、宗教、身体的障害の理由による敵対的な差別や含意、及びその他の種類の差別を含んではならない。

2.2.5.2 競技領域の側面のフェンスにつけるLED（発光ダイオード）広告を除いて、競技領域内のどのような場所でも、蛍光性、発光性または光沢性の色を使用してはならず、背景色は暗色のままでなければならない。

2.2.5.2.1 フェンスにつける広告は、マッチを通して濃い色から明るい色に変えたり、明るい色から濃い色へと変えたりすることはできない。

- 2.2.5.2.2 フェンスにつけるLED広告は、マッチを通して競技者の邪魔になるほど明るくしてはならず、ボールがインプレーの間は変えてはならない。
- 2.2.5.2.3 LED広告は、JTTAの許可がなければ使用することはできない。
- 2.2.5.3 フェンスの内側のレタリング及びシンボルマークは、使用するボールの色と明らかに違う色であり、2種類までの色とし、縦の長さが40cm以下でなければならない。
- 2.2.5.4 床につけるマーキングの色は、使用するボールの色と明らかに違う色とする。
- 2.2.5.5 競技領域内の床に、4ヶ所まで広告をつけることができる。テーブルの各エンド側には、面積が5m²以下のものをそれぞれ1ヶ所と、各サイド側には面積が2.5m²以下のものを1ヶ所、いずれもフェンスから1m以上離してつけるものとする。また、エンド側につける広告は、フェンスから2m以内になければならない。
- 2.2.5.6 テーブル天板の各半面の各側面に1ヶ所ずつ及び各エンド面に1ヶ所ずつ、製造業者やメーカーの名前やロゴの恒久的な広告と、それ以外に一時的な広告をつけることができるが、それぞれの広告の長さの合計は60cm以下でなければならない。一時的な広告は、恒久的な広告とは明らかに離れた位置につけるものとし、他の卓球用具メーカーの広告であってはならない。また、テーブルの製造業者やメーカーが大会のタイトルスポンサーである場合を除いて、テーブルの製造業者やメーカーの広告やロゴ、及びテーブルの名前や製造業者やメーカーの名前を、天板を支える脚や台につけることはできない。
- 2.2.5.7 ネットにつける広告は、使用するボールの色と明らかに違う色とし、ネットの上端から3cmの部分には広告をつけてはならない。また、広告は網の空間を通した視野を妨げるものであってはならない。

2.5.1 アドバイス

- 2.5.1.4 警告を受けてから、同じ団体戦において、更に違反のアドバイスをした場合は、主審はアドバイスをした者が警告を受けた者かどうにかかわらず、レッドカードを掲げ競技領域から遠ざける。また個人戦における同じ試合において更に違反のアドバイスをした場合は、主審はレッドカードを掲げアドバイスをした者を競技領域から遠ざける。

2.10.6 団体戦の試合進行手順

- 2.10.6.2 選手として競技するしないにかかわらず、監督の氏名は主審に事前に通知されるものとする。

以上